



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月10日火曜日 第291号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 538
 解除予定保安林にする旨の通知(2件)..... (森林整備課) ... 538
 保安林予定森林..... (") ... 539
 保安林の指定の解除..... (") ... 539
 保安林の指定施業要件の変更..... (") ... 539
 港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 540
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 540
 建築士事務所の監督処分..... (建築住宅課) ... 540
 道路の供用開始(県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 540
 指定障害児通所支援事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 541
 指定障害児通所支援事業の廃止..... (") ... 541
 指定居宅サービス事業者の指定..... (") ... 541
 指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ... 541
 指定居宅介護支援事業の廃止..... (") ... 542
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 542
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 542

公 告

生産事業者講習会の開催..... (森林整備課) ... 543

人事委員会公告

平成30年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告..... (人事委員会事務局) ... 543
 平成30年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告..... (") ... 546
 平成30年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告..... (") ... 548

選挙管理委員会告示

政治団体の収支報告書の要旨の公表..... (選挙管理委員会) ... 552

雑 報

平成30年度行政書士試験の実施について..... (私学文書課) ... 552

告 示

○愛媛県告示第684号

平成30年6月1日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年7月10日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人九王	愛媛県今治市大西町九王甲1693番地	愛媛県今治市大西町九王甲109番1ほか25筆	22,759
永井賢治	愛媛県今治市玉川町長谷甲950番地5	愛媛県今治市玉川町鍋地甲20番1ほか1筆	3,608
有限会社達己農園	愛媛県今治市菊間町松尾181番地1	愛媛県今治市菊間町松尾1171番1	3,399

農事組合法人サボート中寺	愛媛県今治市中寺682番地	愛媛県今治市中寺字川崎67番1ほか39筆	39,852
--------------	---------------	----------------------	--------

2 認可年月日

平成30年7月2日

○愛媛県告示第685号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年7月10日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7066の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第686号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第687号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都81、82、83
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
僧都82、83（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡下字原田丁230の26、丁230の27、葛谷字長ソ乙113の10、乙113の11、字コロケ谷乙119の6
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町高田甲449（次の図に示す部分に限る。）、津島町高田甲445の2、甲448の2、甲450の3、甲451の3、甲452の3、甲453の2、甲456の2、甲517、甲518、丁4の1、丁5の1、丁6の1、丁7、丁8、丁10、丁11の1、丁12、丁13の1、丁14、丁15の1、丁16、丁17の1、丁18の1、丁19、丁20、丁22の2、丁24の1、丁25から丁28まで、丁30、丁33の1、丁34の1、丁35、丁37の1、丁39の1、丁39の2、丁41の2、丁42、丁43の1、丁45の1、丁46、丁47、津島町岩松甲1023、甲1024、甲1025、甲1026、甲1027、甲1221、甲1223の2、甲1223の3、甲1225、甲1226の1、甲1226の2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財1695、2094、2099、2102、2103の1、2103の2、2104、2112、3247、3928、3930、3934、3937から3940まで、3943から3946まで、3970、3975から3978まで、3981、3983、3996、3997、4097、4559、4560、4576、4579、4582、4603、4607、6042の1、津島町横川2214
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町北灘第3号95の3から第3号95の5まで、津島町近家甲845の1、乙395-3、乙395-8、乙396
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第690号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
野 積 場	西条市今在家1140番1外	面積 9,849平方メートル

○愛媛県告示第691号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

尻貝 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	津島町北灘	居浦	乙1740番	1号	
			立畑ケ	第8号78番2	2号
			第8号78番1	3号、4号	
		居浦	第8号77番1	5号、6号、7号	
			乙1696番	8号	
			乙1697番	9号	
			乙1712番	10号	

尻貝 C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	津島町北灘	居浦	乙1784番	1号、2号
			小浦	乙1860番
		居浦	乙1841番1	4号
			乙1843番	5号
			乙1856番	6号、7号
			乙1751番	8号
			乙1770番	9号
			乙1764番	10号
			乙1777番	11号
			乙1782番1	12号

○愛媛県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

成 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を県道後柿之浦線南西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	津島町成	広浦	398番3	1号	
			398番	2号	
			385番1	3号	
			387番	4号	
			388番1	5号	
		川ノ上	346番1	6号	
			344番	7号	
		広浦	355番2	8号、9号	
			川ノ上	318番1	10号

○愛媛県告示第692号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 監督処分をした年月日
平成30年 6月28日
- 監督処分を受けた建築士事務所
 - 名称及び所在地
株式会社鳳建築設計事務所
愛媛県松山市吉藤三丁目4番3号
 - 開設者の氏名
小林 寛之
 - 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
 - 登録番号
愛媛県知事登録第330号
- 監督処分の内容
7日間の事務所閉鎖（平成30年9月1日から平成30年9月7日の間）
- 監督処分の原因となった事実
株式会社鳳建築設計事務所（愛媛県知事登録第330号）の所属建築士の花山修二が、自身が管理建築士であった時に設計を行った2件の物件に建築基準法の違反があったとして、平成30年3月26日付けで国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定に基づき、業務停止14日の懲戒処分を受けた。
このことは建築士法第26条第2項第4号に該当し、一級建築士事務所に対し社会が期待している信用を傷つけるものである。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市矢田字西之窪甲665番10から 同市阿方字壹丁地甲307番 7 まで	平成30年 7月10日

○愛媛県告示第694号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850101001	株式会社エイジングウエル	愛媛県松山市日の出町10-80	山 本 淳	放課後等デイサービス	アユーラ放課後等デイサービス4Plus	愛媛県松山市樽味4-8-16	平成30年3月1日
3850100730	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640	丹生谷 宗 久	保育所等訪問	保育所等訪問 天使園	愛媛県松山市中野町甲800	平成30年4月1日
3851500128	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	愛媛県松山市道後町2-12-11	仙 波 隆 三	放課後等デイサービス	しげのぶ清流園	愛媛県東温市田窪2119-1	平成30年4月1日
3850101027	有限会社グリーンハウス	愛媛県松山市祇園町1-12	末 光 広 憲	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスソレイユ	愛媛県松山市祇園町1-45	平成30年4月1日
3850101068	一般社団法人うさぎの里	愛媛県松山市道後緑台6-28	北平地 京 子	児童発達支援	うさぎの里	愛媛県松山市千舟町7-11-2	平成30年4月1日

○愛媛県告示第695号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500094	一般社団法人 愛キッズ	愛媛県東温市樋口甲87-2	渡 部 史 紀	児童発達支援	多機能型事業所 愛キッズ東温	愛媛県東温市見奈良1429-20	平成30年3月31日
3850100813	株式会社 三福ホールディングス	愛媛県松山市湊町4丁目3番地10	中 矢 孝 則	放課後等デイサービス	ハッピーテラス松山南教室	愛媛県松山市西石井4丁目2-16	平成30年4月30日

○愛媛県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社 ゆのく	ヘルパーステーション ゆのく	愛媛県東温市見奈良1399-3	平成30年3月12日	訪問介護

○愛媛県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社 ゆのく	居宅介護支援事業所 ゆのく	愛媛県東温市見奈良1399 - 3	平成30年 3月12日	居宅介護支援

○愛媛県告示第698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
巴里株式会社	巴里居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市灘町68番地 1	平成30年 3月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者（設置者）			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000193	株式会社かいせい	愛媛県伊予市米湊333 - 3	古 谷 大 志	居宅介護	ヘルパーステーションそえる	愛媛県伊予市米湊333 - 3	平成30年 2月1日
3811000193	株式会社かいせい	愛媛県伊予市米湊333 - 3	古 谷 大 志	重度訪問介護	ヘルパーステーションそえる	愛媛県伊予市米湊333 - 3	平成30年 2月1日
3811500531	特定非営利活動法人農業で古里創りNPO	愛媛県松山市北斎院町682 - 3	白 戸 邦 生	就労継続支援A型	多機能型事業所あぐり塾	愛媛県東温市志津川片山甲44	平成30年 3月1日
3811500531	特定非営利活動法人農業で古里創りNPO	愛媛県松山市北斎院町682 - 3	白 戸 邦 生	就労継続支援B型	多機能型事業所あぐり塾	愛媛県東温市志津川片山甲44	平成30年 3月1日
3811500556	合同会社ゆのく	愛媛県東温市見奈良1399 - 3	武 知 優 美 子	居宅介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーションゆのく	愛媛県東温市見奈良1399 - 3	平成30年 3月12日
3811500556	合同会社ゆのく	愛媛県東温市見奈良1399 - 3	武 知 優 美 子	重度訪問介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーションゆのく	愛媛県東温市見奈良1399 - 3	平成30年 3月12日
3811500549	合同会社ANNIE	愛媛県東温市樋口甲87 - 2	片 山 光 子	就労継続支援A型	A i - W o r k	愛媛県東温市樋口甲87 - 2	平成30年 4月1日

○愛媛県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 7月10日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000110	合資会社 あい愛ライフ	愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地44 - 3	福 本 初 恵	居宅介護	あい愛ライフ	愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地44 - 3	平成30年 3月31日
3811500465	社会福祉法人 喜久寿	愛媛県東温市北野田533番 1	菊 池 勝 義	居宅介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーション重信	愛媛県東温市北野田533番 1	平成30年 3月31日

3811500465	社会福祉法人 喜久寿	愛媛県東温市北野田53番1	菊 池 勝 義	重度訪問介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所 ヘルパーステーション重信	愛媛県東温市北野田53番1	平成30年3月31日
3811500481	一般社団法人 愛キッズ	愛媛県松山市小坂4丁目3番20号	渡 部 史 紀	就労継続支援A型	就労支援事業所 あいワーク東温	愛媛県東温市見奈良14-20	平成30年3月31日

公 告

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成30年 7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

平成30年 8月21日（火） 9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室

3 受講申込期限

平成30年 8月16日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成30年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成30年 7月10日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話（089）912 - 2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

また、同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験と重複して申し込むことはできません。

(1) 初級

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	9人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容	
短期大学卒業程度	保 育 士	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
	臨 床 検 査 技 師	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	歯 科 衛 生 士	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特

別永住者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成31年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
保育士	(1) 昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は平成31年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
臨床検査技師	(1) 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 (2) 臨床検査技師の免許を有する者又は平成31年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
歯科衛生士	(1) 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 (2) 歯科衛生士の免許を有する者又は平成31年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	平成30年9月23日 (日曜日)	午前9時15分～ 午後0時	愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	10月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
		午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。		
第2次試験	10月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	資格免許職 教養試験	50点	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	資格免許職 専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級については教養試験の得点、資格免許職については教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、得点にかかわらず不合格となります。

- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。

平成30年 8月16日（木）午前 8時30分から 9月3日（月）午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月27日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
- なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月14日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額
初 級	一 般 事 務	行政職給料表1級9号給 152,090円
	警 察 事 務	
資 格 免 許 職	保 育 士	行政職給料表1級17号給 163,334円
	臨 床 検 査 技 師 (大学4年制課程卒業)	医療職給料表(□)2級5号給 192,447円
	臨 床 検 査 技 師 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(□)1級21号給 182,408円
	歯 科 衛 生 士 (短大3年制課程卒業)	医療職給料表(□)1級21号給 182,408円

	歯 科 衛 生 士 (短大2年制課程卒業)	医療職給料表(□)1級15号給	171,064円
--	----------------------------	-----------------	----------

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

別表(4関係) 専 門 試 験 (資 格 免 許 職) の 出 題 分 野

試験区分	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保健を含む)
臨 床 検 査 技 師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む)
歯 科 衛 生 士	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成30年度身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告

平成30年 7月10日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	若干名	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次 試 験	平成30年10月21日（日曜日） 午前9時15分から午後0時まで 受付時間 午前8時15分～午前9時 遅刻した場合は受験できません。		愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
第2次 試 験	11月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

点字による受験の場合は、第1次試験の終了時間が異なります。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次 試 験	教 養 試 験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間（点字による受験の場合は、解答時間3時間））
第2次 試 験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の口述試験、作文試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。
- (5) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
平成30年8月23日（木）午前8時30分から9月10日（月）午後5時15分まで
障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月3日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月12日（金）までに

電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。(その場合、代筆者の氏名も記入してください。)

7 受験時の配慮について

試験は、点字又は拡大文字による受験ができます。点字又は拡大文字による受験希望の有無(点字受験用の機器(点字器、点字タイプライター等)やルーペ等の使用の有無を含む。)のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込みの際に「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度、拡大文字は14ポイント程度です。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現 行 給 料 月 額
一 般 事 務	行政職給料表1級9号給 152,090円
警 察 事 務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(学生証、運転免許証等)を持参の上、**午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成30年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成30年7月10日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都 府 県 名	採用予定人員	職 務 内 容
	愛 媛 県	32人程度	
	警 視 庁	2人程度	

男性	高 校 卒 程 度	大 阪 府	5 人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		兵 庫 県	2 人程度	
女性	高 校 卒 程 度	愛 媛 県	4 人程度	

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成31年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容		
第1次試験	教 養 試 験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）		
	体 力 試 験 （愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種 目	基 準	
				男 性	女 性
			反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間
握力			45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	
上体起こし			25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	
腕立て伏せ	30回以上	15回以上			
20mシャトルラン	65回以上	35回以上			
			基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
ス ポー ツ 加 点 （愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）			
		項 目	基 準		
		柔 道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）		
		剣 道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）		
ス ポー ツ 歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）で、日本選手権、国民体育大会、大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会又はこれらに準ずる大会への選手としての出場経験				
身 体 検 査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。			
		項 目	基 準		
		視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。		
		聴 力	完全であること。		
そ の 他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。				
			基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。		
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）		

第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもです。他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成30年10月13日（土） 午前8時30分から午後5時30分までのうち 人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体力試験 身体検査	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	平成30年10月14日（日） 午前9時から午後0時まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 〔遅刻した場合は受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	11月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
平成30年8月23日（木）午前8時30分から9月10日（月）午後5時15分まで
原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月3日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月5日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が

署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額191,945円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額177,087円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書提出先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120-204-724
愛 媛 県 以 外 の 都 府 県 に 関 する 問 い 合 わ せ 先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

別表 スポーツ加点の申請について

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成30年9月10日（月）午後5時15分（必着）） スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。） なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (2) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。） (3) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 大会に選手として出場したこと (1)は基準で例示している全国大会の場合は不要 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること	

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年 7月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成26年分

政党の支部

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県松山市第十七支部**

報告年月日 H28. 3 . 7

1 収入総額	321,004 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	321,004 円
2 支出総額	286,440 円
3 翌年繰越額	34,564 円
4 本年収入の内訳	
寄附	321,000 円
個人分	161,000 円
団体分	160,000 円
その他の収入	4 円
1件10万円未満のもの	4 円
5 寄附の内訳	
(個人分)	
原 俊 司	161,000 円 松 山 市
(団体分)	
年間5万円以下のもの	160,000 円
6 支出の内訳	
政治活動費	286,440 円
機関紙誌の発行その他の事業費	286,440 円
宣伝事業費	286,440 円

雑 報

○公 告

平成30年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された

行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成30年 7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成30年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2 - 1 - 28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に 関連する一般知識 等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間

平成30年7月30日（月）から8月31日（金）まで

イ 配布場所

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

ア 配布期間

平成30年7月30日（月）から8月24日（金）まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、平成30年7月9日（月）から8月24日（金）（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

イ 配布方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角型2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252 - 0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成30年7月30日（月）から8月31日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月31日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成30年7月30日（月）午前9時から8月28日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月28日（火）午後5時で終了します。

午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続きの詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

受付最終日（8月28日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のもの）に限ります。又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ロ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102 - 0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館3階

電話番号 03 - 3263 - 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず当センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成31年 1月30日(水) 午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時から30分
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時から午後5時まで

注 土曜日、日曜日は配布を行いません。